

香川県条例第4号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略	第2条 報酬の額は、次のとおりとする。この場合において、その報酬が日額及び月額で定められている者の報酬の額は、日額の報酬の額に月額の報酬の額を加えた額とする。
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略
(10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>10,800円</u>	(10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>10,600円</u>
(11) 選挙立会人 日額 <u>8,900円</u>	(11) 選挙立会人 日額 <u>8,800円</u>
(12) 略	(12) 略
2 略	2 略

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第10号及び第11号の規定は、令和元年執行の参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。